

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	佐世保市立看護専門学校
設置者名	佐世保市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	83単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学生便覧に掲載するとともに、佐世保市ホームページで公開 URL：http://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/kangos/shuugakusien.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	佐世保市立看護専門学校
設置者名	佐世保市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	佐世保市立看護専門学校運営委員会
役割	委員会は、次に掲げる事項について審議するもの。 (1) 佐世保市立看護専門学校の運営に関すること (2) 学校評価に関すること (3) その他市長が必要と認める事項に関すること

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
公益社団法人 長崎県看護協会副会長	2024. 2. 1～ 2027. 1. 31	
佐世保市総合医療センター 副院長兼看護部長	2024. 2. 1～ 2027. 1. 31	臨地実習施設責任者
長崎県立大学（シーボルト校）看護学科教授	2024. 2. 1～ 2027. 1. 31	
看護専門学校同窓会長	2024. 2. 1～ 2027. 1. 31	
佐世保工業高等専門学校 基幹教育科教授	2024. 2. 1～ 2027. 1. 31	本校外部講師
（備考） 任期満了後は委員を入替（継続・新任あり）して、次期委員会として新たに委嘱する		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	佐世保市立看護専門学校
設置者名	佐世保市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) シラバスは、基本情報として「分野」「学科目」「講義時期」「講義時間」を、概要情報として「授業科目」「科目目標」「科目内容(講義回数毎)」「授業形態」「評価方法」「テキスト」を記載している。 シラバスは当該授業担当教員が作成するが、作成後は教務会議で審議し決定する(佐世保市立看護専門学校学則第26条)。 シラバスは、毎年度作成し、4月の授業開始前に学生便覧に掲載し公開している。また、本校ホームページ上で閲覧することができる。	
授業計画書の公表方法	学生便覧に掲載し公開するとともに、ホームページ(http://www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kangogakkou/index.html)において公開
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 授業担当教員は、当該授業科目に係る「評価方法」を予めシラバスに明示し公開する。科目修了の認定は、学科試験と実習評価をもって行う。認定の基準については、下記のとおり定める。 【学科試験】 (1) 学科試験は、学期末又は講義終了後に行う。 (2) 学科試験は、原則として講師毎に筆記、論文、レポート、口述及び実技等講師が適当と認めた方法で行う。 (3) 学科試験の成績は、100点をもって満点とし60点以上を合格、60点未満を不合格とする。 (4) 試験時間は、通常50分とする。 (5) 受験者は試験中、次のことを守らなければならない。 イ 試験中は、開始後30分を経過しなければ退出することができない。 ロ 試験中に退出した者は、終了まで入室できない。 (6) 試験中に不正があった場合は、戒告、停学又は退学等の処分となることがある。 【実習評価】 (1) 実習開始前までに定められた科目の単位を修得しなければ、実習を開始することはできない。 (2) 実習は、定められた実習計画に従って履修する。 (3) 欠席・欠課する場合は、担当教員に連絡しなければならない。 (4) 実習期間中は、実習指導要綱に基づいて担当教員及び実習指導者の指導を受ける。 (5) 実習科目の成績は、別に定める実習評価表に基づき評価する。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)		
学科試験及び実習の成績は、次の4段階に分けて評価する。		
評 価	点 数	評 定
A	8 0 点以上	合 格
B	7 9 点～7 0 点	合 格
C	6 9 点～6 0 点	合 格
D	6 0 点未満	不合格
※1 0 0 点をもって満点とし6 0 点以上を合格、6 0 点未満を不合格とする		
客観的な指標の 算出方法の公表方法	http://www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kangogakko/index.html において公開	
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)		
卒業の認定は、教育目標の修得を基本方針とし、「佐世保市立看護専門学校学則(平成9年4月10日規則第30号)」及び「佐世保市立看護専門学校学則に関する細則」を以て卒業の認定を行う。		
■佐世保市立看護専門学校学則 (卒業認定)		
第1 1 条 本校に3年以上在籍し、本校の所定の単位を履修した者については、第26条第1項第2号に規定する運営会議を経て校長が卒業を認定する。		
2 校長は卒業を認定した者に対して卒業証書(様式第1号)を授与する。		
■佐世保市立看護専門学校学則に関する細則 (修了認定)		
第1 5 条 当該学年終了までに所定の単位を修得した者については、教務会議を経て修了を認定する。		
2 当該学年に必要な単位を修得できない者は、次年度以降に、再度単位を修得しなければならない。		
3 修了の認定期間は、5年を超えることはできない。		
4 再度単位を修得する場合の取り扱いは、次のとおりとする。		
(1) 所定の講義時間の3分の2以上を受講している科目は、次年度に試験のみを受け合格点を取得しなければならない。		
(2) 所定の講義時間の3分の2以上を受講していない科目は、次年度にその科目をもう一度受講し、試験を受けて合格点を取得しなければならない。		
卒業の認定に関する 方針の公表方法	http://www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kangogakko/index.html において公開	

様式第 2 号の 4－②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 4－①を用いること。

学校名	佐世保市立看護専門学校
設置者名	佐世保市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療分野		看護専門課程	看護学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	3, 060 時間／104 単位	2040 時間 /81 単位	講義に含 まれる	単位時間 /単位	1020 時間 23/単位	単位時間 /単位	
			単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
240 人		205 人	0 人	14 人	90 人		104 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） シラバスは、基本情報として「分野」「学科目」「講義時期」「講義時間」を、概要情報として「授業科目」「科目目標」「科目内容（講義回数毎）」「授業形態」「評価方法」「テキスト」を記載している。 シラバスは当該授業担当教員が作成するが、作成後は内容確認を教務会議（学則第 26 条）により決定する。 シラバスは、毎年度作成し、4 月の授業開始前に学生便覧に掲載し公開している。また、本校ホームページからもアクセス、閲覧することができる。
成績評価の基準・方法
（概要） 科目修了の認定は、学科試験と実習評価をもって行う。認定の基準については、下記のとおり定める。 【学科試験】 （1）学科試験は、学期末又は講義終了後に行う。 （2）学科試験は、原則として講師毎に筆記、論文、レポート、口述及び実技等講師が適当と認めた方法で行う。 （3）学科試験の成績は、100 点をもって満点とし 60 点以上を合格、60 点未満

を不合格とする。 (4) 試験時間は、通常 50 分とする。 (5) 受験者は試験中、次のことを守らなければならない。 イ 試験中は、開始後 30 分を経過しなければ退出することができない。 ロ 試験中に退出した者は、終了まで入室できない。 (6) 試験中に不正があった場合は、戒告、停学又は退学等の処分となることがある。 【実習評価】 (1) 実習開始前までに定められた科目の単位を修得しなければ、実習を開始することはできない。 (2) 実習は、定められた実習計画に従って履修する。 (3) 欠席・欠課する場合は、担当教員に連絡しなければならない。 (4) 実習期間中は、実習指導要綱に基づいて担当教員及び実習指導者の指導を受ける。 (5) 実習科目の成績は、別に定める実習評価表に基づき評価する。
卒業・進級の認定基準 (概要) 卒業の認定は、教育目標の修得を基本方針とし、「佐世保市立看護専門学校学（平成 9 年 4 月 10 日規則第 30 号）」及び「佐世保市立看護専門学校学則に関する細則」を以て卒業の認定を行う。 学則第 11 条 本校に 3 年以上在籍し、本校の所定の単位を履修した者については、第 26 条第 1 項第 2 号に規定する講師会議を経て校長が卒業を認定する。 細則第 15 条 当該学年終了までに所定の単位を修得した者については、教務会議を経て修了を認定する。 2 当該学年に必要な単位を修得できない者は、次年度以降に、再度単位を修得しなければならない。 3 修了の認定期間は、5 年を超えることはできない。 4 再度単位を修得する場合の取り扱いは、次のとおりとする。 (1) 所定の講義時間の 3 分の 2 以上を受講している科目は、次年度に試験のみを受け合格点を取得しなければならない。 (2) 所定の講義時間の 3 分の 2 以上を受講していない科目は、次年度にその科目をもう一度受講し、試験を受けて合格点を取得しなければならない。
学修支援等 (概要) 日本学生支援機構の奨学金制度及び長崎県看護職員修学資金を活用できるよう情報提供、窓口業務を行っている。また、病院が実施している奨学金制度の紹介も行っている

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
71 人 (100%)	2 人 (2.8%)	69 人 (97.2%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 佐世保市総合医療センター、佐世保中央病院、千住病院、北松中央病院など、市内医療機関			

(就職指導内容) ・市内病院へのインターンシップを奨励 ・県主催の看護職員合同就職説明会へ参加 ・学校主催の就職説明会（市内病院が参加）を開催
(主な学修成果（資格・検定等）) 専門士称号、看護師国家試験受験資格 保健師・助産師学校の受験資格、看護大学編入の受験資格
(備考)（任意記載事項） 看護師国家試験については、直近の7年間、新卒者全員（100%）が合格しているほか、毎年、全国平均を上回る高い合格率を誇っています。

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
221人	2人	0.90%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学内に面接室を設置しており、学生からの相談には担当教員により適宜対応している。また、臨床心理士による定期的なカウンセリングも行っている。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	240,000 円	300,000	260,000 円	その他は3年間の教材費。テキスト代、白衣代は別
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
市立の学校であることから、市内居住者に対しては入学金の優遇措置がある。 市内に住所を有する者 12 万円				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kangogakko/

学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
佐世保市立看護専門学校の教育理念、教育目標に則り、教育活動、学生支援、進路・卒業などの項目に対する自己評価に対して佐世保市立看護専門学校運営委員会（委員定数6、医療従事者・卒業生・学識経験者等で構成）による学校評価を行う。評価結果については教務会議等において協議し、学校運営に反映させる。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
公益社団法人 長崎県看護協会副会長	2024. 2. 1～ 2027. 1. 31	看護職能団体
佐世保市総合医療センター副院長兼 看護部長	2024. 2. 1～ 2027. 1. 31	医療施設
長崎県立大学（シーボルト校）看護 学科教授	2024. 2. 1～ 2027. 1. 31	学識経験者
看護専門学校同窓会長	2024. 2. 1～ 2027. 1. 31	卒業生
佐世保工業高等専門学校 基幹教育科教授	2024. 2. 1～ 2027. 1. 31	学識経験者
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ww.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kangogakko/		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kangogakko/
--